

# 住基ネットに不参加を！

杉並の会 ニュースレター  
第13号 2009年2月1日

連絡先: 柏木Tel.(3330)3016 原田(E-mail)tom-h@k7.dion.ne.jp (URL)http://www5f.biglobe.ne.jp/~yabure/suginami01/sg01indx.html  
郵便振替: 00180-9-408097 「住基ネットに不参加を！杉並の会」

## 杉並区 住基ネットに全面参加!!

2009年1月5日、ついに杉並区は住基ネットに全面参加しました。しかし、  
**なぜ今参加しなければいけないのか？**  
**区の講じる個人情報保護対策で万全なのか？**  
**区の呼びかけを受けて非通知申出をした区民の意思は、どう受け止められたのか？**  
まったく明らかではありません。

住基ネットは、住民サービスにはほとんど役立っていない一方で、プライバシー侵害の危険はますます高まっています。導入時に宣伝された「住民票の写しの広域交付」や「転入転出の簡素化」はまったく利用されていません。住基ネット（公的個人認証）を利用した電子申請も利用は低調で、外務省・文科省・防衛省など中止になりました。利用されてい

ると言われる「国税電子申告・納税システム」（e-Tax）や自動車新規登録も、利用件数の大幅水増しが明らかになりました。

身分証明書として利用できる、と宣伝されている住基カードも偽造・成りすましが横行し、今年になっても事件が立て続けに発覚しています。さらに個人情報を名寄せし一元管理しようとする納税者番号や社会保障番号の導入検討が具体化しはじめ、それに住基ネットが使われる危険があります。

今こそ、住基ネットがこのままでいいのか、再検討が必要です。にもかかわらず杉並区は、5800万円もの区民の税金を使った住基ネット訴訟の中で指摘した問題点の解決策も示さないうまま、拙速に全面参加しました。

## 杉並住基ネット判決を考える

杉並区は「最高裁判所の決定は、直接、区に対して住基ネットへの接続を命じたものではない」と説明しながら、最高裁決定により参加しなければならなくなったかのような広報をしています。このような杉並区の広報は、自治体の裁量権に悪影響を与えかねません。

杉並住基ネット裁判判決を専門家の立場から読み解いていただき、これから自治体でどのように住基ネット問題に取り組めばよいか、考えます。

◆日時 2009年3月16日(月)午後6時半～9時

◆会場 杉並区産業商工会館 地下集会室

阿佐谷南3丁目2番19号 Tel: 03-3393-1501

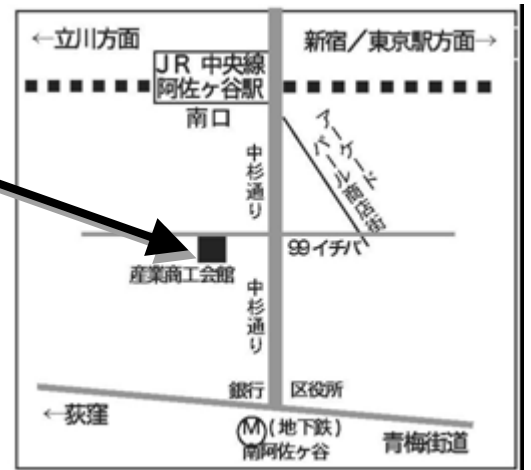
中央線阿佐ヶ谷駅より徒歩5分

地下鉄丸の内線「南阿佐ヶ谷駅」より徒歩3分

◆講師 森田 明弁護士

住基ネットに不参加を！横浜市民の会共同代表

◆資料代 500円



# 危険な変質がはじまった住基ネット

住基ネットでは、住民情報を国等に提供する他、都道府県も条例を作って利用することができます。最近、税金の徴収や貸付金の返済督促のために、住基ネットで住所を調べる条例を制定する都道府県が

東京新聞2009年1月27日



増えています。兵庫県では、薬害肝炎や結核、ガンの患者の所在の追跡のために住基ネットを利用する条例をつくり問題になっています。

もともと住基ネットは、給付や資格の申請の際の本人確認に使う、と説明されていましたが、国家が個人を追跡・監視するのが本当の目的ではないか、と警戒され「国家によるストーカー法だ」と批判されていました。今、この「追跡・監視」への利用が、広がりつつあります。

住基カードも危険な変質をはじめています。住基ネットによるサービスの目玉と言われながら、スタートして5年たっても国民の2%しか普及せず、住基ネット推進派さえ「電子政府のボトムネック」と認めざるをえなくなっています。その一方で偽造・成りすまし取得が横行し、今年も不正取得した住基カードで国民金融公庫から詐取したり、携帯電話をだまし取ったり、窃盗グループがアパートを借りるのに



読売2008年12月13日

使うなどの事件が発覚しています。そのため一部の携帯電話会社は本人確認書類として住基カードを認めず、警察からは「住基カードは偽造しやすい」と指摘されています。その対策として、今年4月から住基カードに顔写真を電子データとして記録し民間利用を認めようとしています、「成りすまし」対策にはなりません。また他の自治体に転居しても住基カードを返却せずに使い続けるようにする法改正も予定されています。

住基ネットは、プライバシー保護のため民間利用を制限してきました。また住基カードは「国民登録証」として国民管理に利用されるのではないかと警戒されて、市町村単位で管理することになってきました。今回の改正で「民間利用解禁」と「国家管理の国民登録証」に近づくとともに、顔写真データを生体認証として利用する危険も出てきました。

## 住基ネットで便利になるの？ e-Taxと年金利用の現実

朝日新聞2008年7月10日



「住基ネットで公的個人認証を利用しe-Tax（国税電子申告・納税システム）で確定申告したいという要望がある」と言われます。しかしe-Taxは操作が使いづらいと評判です。5000円の控除が受けられるのも1回だけで、しかも電子証明書の取得やカードリーダー代などで5000円近くかかり、得にはなりません。利用が増えていると宣伝されていますが、じつは利用実績をあげるために、利用件数を水増ししたことが明らかになりました。

「住基ネットに参加すれば、年金の現況届けの手間がいらなくなる」とも言われます。しかし住基と年金のデータ不一致で、スタート時は2割の受給者が引き続き現況届けが必要でした。また年金事務に住基ネットを利用するため、全国の社保事務所に住民票コードを見ることができるパソコンが1万台配置され、情報漏洩の危険も拡大しています。



朝日新聞  
20080716